

AsahiNet IP 通信網サービス契約約款 新旧対照表 2020年4月1日改正

改正後		改正前
<p>第 13 条第 2 項</p> <p>当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) IP 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) IP 通信網契約の申込みをした者が IP 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(4) <u>その他当社が不相当と判断したとき。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(追加)</p>	<p>第 13 条第 2 項</p> <p>当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) IP 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) IP 通信網契約の申込みをした者が IP 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) <u>その他</u>当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>第 27 条</p> <p>契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知すること(メニュー5-1の10Gb/sのものに係る契約者回線については、<u>契約者回線等番号を相互接続点へ通知しません。</u>)をいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、IP 通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。</p>	<p>(追加)</p>	<p>第 27 条</p> <p>契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、IP 通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。</p>

改正後		改正前
<p>第1表料金 第1類1適用(2)(ウ)</p> <p>当社が提供するサービスは次表のうち以下のサービスに限られるものとします。</p> <p>①メニュー5-1のプラン3-1のものにおける提供の形態による細目がII-1型のものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの(NTTの「フレッツ光ネクスト」における、ファミリータイプ、ファミリー・ハイスピードタイプ、ファミリー・ギガラインタイプ、ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集、<u>ならびにNTTの「フレッツ光クロス」</u>に相当)</p>	(追加)	<p>第1表料金 第1類1適用(2)(ウ)</p> <p>当社が提供するサービスは次表のうち以下のサービスに限られるものとします。</p> <p>①メニュー5-1のプラン3-1のものにおける提供の形態による細目がII-1型のものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの(NTTの「フレッツ光ネクスト」における、ファミリータイプ、ファミリー・ハイスピードタイプ、ファミリー・ギガラインタイプ、ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集に相当)</p>
<p>第1表料金 第1類1適用(2)B</p> <p>II-1型(フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロスに相当)</p>	(追加)	<p>第1表料金 第1類1適用(2)B</p> <p>II-1型(フレッツ光ネクストに相当)</p>
<p>2 II-1型のもの、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のもの、200Mb/sのもの、1Gb/sのもの若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのもの、200Mb/sのもの若しくは1Gb/sのものに限り提供します。</p>	(追加)	<p>2 II-1型のもの、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のもの、200Mb/sのもの若しくは1Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのもの、200Mb/sのもの若しくは1Gb/sのものに限り提供します。</p>
<p>第1表料金 第1類1適用(2)(エ)</p> <p>品目 10Gb/s</p> <p>内容 最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	(追加)	<p>第1表料金 第1類1適用(2)(エ)</p> <p>記載なし</p>
<p>200Mb/sのもの及び、1Gb/sのもの及び10Gb/sのものは、メニュー5-1における提供の形態による細目がII-1型のものに限り提供します。</p>	(追加)	<p>200Mb/sのもの及び1Gb/sのものは、メニュー5-1における提供の形態による細目がII-1型のものに限り提供します。</p>

改正後		改正前
第 1 表料金 第 1 類 1 適用 (2) (オ) A		第 1 表料金 第 1 類 1 適用 (2) (オ) A
1 プラン 3 のものは、メニュー5-1 の 100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s 及び <u>10Gb/s</u> の品目のものに提供します。	(追加)	1 プラン 3 のものは、メニュー5-1 の 100Mb/s、200Mb/s 及び 1Gb/s の品目のものに提供します。
第 1 表料金 第 1 類 1 適用 (2) (オ) B		第 1 表料金 第 1 類 1 適用 (2) (オ) B
100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s 及び <u>10Gb/s</u> の品目におけるプラン 3 に係る通信の態様による細目	(追加)	100Mb/s、200Mb/s 及び 1Gb/s の品目におけるプラン 3 に係る通信の態様による細目
取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大 <u>10Gbit/s</u> までの符号伝送が可能な方式を利用しているもの	(変更)	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大 <u>1Gbit/s</u> までの符号伝送が可能な方式を利用しているもの
第 1 表料金 第 2 類 1 適用		第 1 表料金 第 2 類 1 適用
手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <u>なお、料金は以下全て税抜き表記とします。</u>	(追加)	手続きに関する料金は、次のとおりとします。